

Question	Answer
<p>大学や病院等の第一種施設の場所に第二種施設がある場合、扱いはどうなるのか？</p>	<p>第一種施設の規制が適用されます。 （ただし、施設の機能や利用者が明確に異なる場合や施設が明確に区分されている場合は、それぞれの施設区分の規制が適用になります。）</p>
<p>複合施設（ショッピングモールや家電量販店等）の場所に第一種施設（薬局や診療所等）がある場合、扱いはどうなるのか。</p>	<p>当該第一種施設に限り、第一種施設の規制が適用されます。</p>
<p>教育施設の範囲には、各種学校の届出のない予備校、フリースクール等も含まれるのか？</p>	<p>改正後の健康増進法施行令等に規定する教育施設に該当しないので第一種施設には該当しません。 なお、第一種施設に該当しない施設であっても、子供など受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が多く利用する施設については、第一種施設と同様に敷地内禁煙の措置を講ずることが望まれます。</p>
<p>診療所について、1Fが診察で2Fが休憩所（関係者以外立ち入らない）となっている場合、施設内すべてに第一種施設の規制が適用されるのか。</p>	<p>診療所は第一種施設に規定されていますので、2階が休憩所であっても施設全体が規制対象となります。 ただし、2階が居住スペースの場合、「人の居住の用に供する場所」は適用除外として規定されていますので、居住スペースは規制の対象とはなりません。</p>
<p>児童福祉法における「事業所内保育」については、事務所の一部を使用している施設が多いが、その場合、事業所全体を「第一種施設」とみなすのか。</p>	<p>事業所の一部の場所を「事業所内保育事業」の場所として利用している場合は、保育事業を行っている当該場所のみ「第一種施設」の対象となります。</p>
<p>「国及び地方公共団体の行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。）」に含まれる施設を具体的に教えてほしい。</p>	<p><「行政機関の庁舎」に該当する施設> 婦人相談所、児童相談所、消防署、消防学校、支所、地方事務所、出張所、保健所、警察署、福祉事務所、保健所など</p> <p><「行政機関の庁舎」に該当しない施設> 公民館、図書館、美術館、博物館、国立医薬品食品衛生研究所、下水道処理施設や廃棄物処理施設、運動公園、ゴミ焼却場、埋立場、スポーツ施設等、老人福祉センター、火葬場 など</p>